# 商　　法

（100 点）

第１問

Ｐ株式会社（以下「Ｐ社」という）は学習塾を運営する公開会社であり監査役設置会社であるが、会計監査人設置会社ではない。

Ｐ社は、令和元年夏ごろから、生徒の減少により財務状態が急激に悪化していた。Ｐ社の財務担当取締役Ａは、令和元年度の決算において、架空の授業料収入を計上して粉飾した貸借対照表・損益計算書等の計算書類（以下「本件計算書類」という）を作成した。本件計算書類によれば、分配可能額は１億円であったが、適法に計算書類が作成されていれば０円であった。

令和２年５月に開催された取締役会において、取締役全員の賛成により、監査役監査を受けた本件計算書類が承認され、本件計算書類を定時株主総会に提出すること、及び同総会に総額 1000 万円の剰余金配当を行う議案を提出することが決定された。Ｐ社の代表取締役社長Ｂは粉飾に気付いたが、審議においてそのことに言及しなかった。

同年６月下旬に開催されたＰ社の定時株主総会において、Ｂの提案通り、本件計算書類は承認され、剰余金配当議案も可決された。同月末日に剰余金の配当の効力が生じた（以下「本件剰余金配当」という）。

同年７月、Ｂは、オンライン授業支援業務を行うＱ株式会社（以下「Ｑ社」という）との間で、Ｐ社を代表して、１年間サポートを受ける契約を締結した（以下「本件契約」という）。契約交渉の際、Ｑ社の担当者は、民間の信用調査会社が出版する情報誌に掲載された本件計算書類を検討材料に用いていた。一方、Ｂは、現在の授業料収入の水準では、同年秋ごろには本件契約にかかる手数料の支払が滞るおそれが高いことを知りつつ、オンライン授業により生徒が増加することに一縷の望みをかけて、本件契約を締結した。Ｂは、Ｑ社担当者が本件計算書類を読んでいたことは知らなかった。

同年 11 月以降、Ｐ社によるＱ社への手数料の支払は滞り、令和３年３

月、300 万円の未払手数料を残して、本件契約は有効に解除された。その後、Ｐ社は倒産状態にある。

（１）本件剰余金配当につき、ＢがＰ社に対して負う会社法上の責任について検討しなさい。
（２）本件契約の未払手数料につき、Ａ及びＢがＱ社に対して負う会社法上の責任について検討しなさい。

第２問

Ａ、Ｂ、Ｃはいずれも自然人であり商人である。

Ａは、Ｂに対して、Ａの商号である「吉田山洋菓子店」又は「吉田山洋菓子店Ａ」という名称を用いて洋菓子の製造販売の営業を行うことを許諾していた。Ｂは「吉田山洋菓子店」又は「吉田山洋菓子店Ａ」という商号を自己の洋菓子の製造販売の営業には使用しなかったが、洋菓子の原材料の仕入れ代金の支払のために「吉田山洋菓子店Ａ」名義で約束手形を振り出すことがしばしばあり、それらの手形はＢが開設した「吉田山洋菓子店Ａ」名義の当座預金口座においてＢの資金により決済されてきた。

Ｂは、小麦等の卸売業者であるＣから小麦を買い入れる契約を締結し、その代金の支払いのために「吉田山洋菓子店Ａ」名義で手形金額 50 万円の約束手形（以下「本件手形」という）をＣに振り出した。Ｃの使用人であり、Ｃから「支配人」の名称を付与されていたＤは、本件手形の第一裏書人欄に「Ｃ支配人Ｄ」との署名をして本件手形をＥに裏書譲渡した。しかし、Ｄは、Ｃの営業に関して取引の勧誘や契約条件の交渉をする権限を与えられていたにすぎず、Ｃを代理して契約を締結する権限や手形行為をする権限は与えられていなかった。

Ｅは、本件手形の裏書譲渡を受けた時には、本件手形の振出人はＡであると信じていたが、その後、本件手形の満期のころに、本件手形を振り出したのは実はＢであることをＤから伝えられた。

以上の事実関係のもとで、（１）から（３）について検討しなさい。

（１）ＥはＢに対して本件手形の支払を請求できるか。

（２）ＥはＡに対して本件手形の支払を請求できるか。

（３）Ｂ又はＡが本件手形の支払を拒絶した場合、ＥはＣに対して遡求することができるか。ＣがＤを支配人として登記していたかどうかで

結論が異なるか。なお、手形法が定める遡求権保全の要件は満たされているものとする。